

告示

埼玉県告示第二百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
りゆう内科整形外科 医院	白岡市白岡一四八七―四	令和元年十一月三十日
医療法人社団絆会 三郷愛生クリニック	三郷市早稲田四―二四―四ジュネス稲垣二〇四	平成二十八年三月二十八日
在宅療養支援診療所 アース訪問クリニック志木	志木市本町五―二三―二四第三本吉ビル四階	平成三十一年三月三十一日
みんなの診療所	比企郡嵐山町鎌形一三三―一	令和二年一月三十一日
医療法人共立医療会 北本共立診療所	北本市中丸五―六―八	令和二年一月三十一日
りゆう内科・整形外科医院	白岡市白岡一四八七―四	令和二年一月三十一日
あさひ整形外科・皮膚科	坂戸市泉町二―一―八	令和二年二月九日
ホワイト歯科	上尾市原新町一九―四―一〇一	令和元年十一月三十日

首藤 正樹	氏名	住所		施 術 所	所在地	廃止年月日																			
ひばり東洋鍼灸院	名称	ひばり東洋鍼灸院					所沢市上安松二三五 ―九																		
フタバ薬局	白岡市白岡一四八七―一二	令和二年一月三十 一日	日高市栗坪一〇六一― 一	令和二年一月三十 一日	新座市野火止五―三―二一 ―一	令和二年一月三十 一日	深谷市原郷三九八―五 ―五	令和二年一月三十 一日	所沢市中富一八七五―一〇 ―〇	令和二年一月三十 一日	高野台薬局	北葛飾郡杉戸町下高野一一九四―二 ―二	令和二年一月三十 一日	トマト薬局	春日部市梅田本町二―五―五 一F― B号	令和二年一月三十 一日	西武歯科医院	新座市あたご三―七―一三 ―三	令和元年十一月二 十六日	医療法人社団にこに こすまいる たきの 歯科	ふじみ野市滝二―五―三七 ―七	令和元年十一月三 十日	埼玉歯科医院	富士見市東みずほ台一―四―三 J C ステーション一四三―A	平成三十一年二月 二十八日

二 指定施術機関